

発議第12号

後期高齢者医療制度の中止を求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成19年12月21日提出

提出者 高山市議会議員 伊 嶌 明 博

賛成者 高山市議会議員 牛 丸 尋 幸  
若 山 加 代 子

## 後期高齢者医療制度の中止を求める意見書

平成20年4月から後期高齢者医療制度が実施されようとしている。75歳以上の高齢者全員から保険料が徴収され、月15,000円以上の年金生活者は、年金から保険料が天引きとなる。

岐阜県の平均保険料は、月額6,300円となり介護保険料とあわせると月10,000円以上の大きな負担となるところであり、2年後の制度見直しでは、再値上げの可能性も大きく高齢者の不安は計り知れない。

さらに病院などの医療機関に支払われる診療報酬が引き下げられ、受診できる医療に制限が加えられるのではとの懸念が広がっている。

このまま後期高齢者医療制度が実施されれば高齢者の暮らしと健康に重大な影響を及ぼす事態にならざるを得ない。

よって、国におかれては、後期高齢者医療制度の4月実施を中止するとともに、高齢者をはじめ国民に希望と安心を与えるべく抜本的な医療施策となるよう再検討を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

高山市議会